

( 写 )

令和3年12月2日

各介護サービス事業所・施設等設置者 様

広島県健康福祉局地域福祉課長  
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業について (通知)

本県の福祉行政等の運営については、日ごろから御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に対応するため、かかり増しの経費が必要となること等を踏まえた介護報酬の特例的な評価(基本報酬に0.1%上乘せ)については、令和3年9月末で終了しましたが、引き続き感染防止対策を継続的に行う必要があることから、衛生用品等の購入に必要な経費を支援することとなりました。

なお、補助金申請手続きについては、令和4年1月中旬以降を予定しており、後日、申請書等を広島県ホームページに掲載します。

【対象となる事業所・施設】

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、居宅療養管理指導事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所及び地域密着型特定施設入居者生活介護事業所

※以下に掲げる事業所・施設であって、医療機関・薬局等に対する「令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金」の交付を受ける場合は、事業の対象としない。

- ・病院又は診療所である通所リハビリテーション事業所
- ・介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所である短期入所療養介護事業所
- ・訪問看護事業所 ・病院又は診療所である訪問リハビリテーション事業所
- ・居宅療養管理指導事業所 ・介護療養型医療施設

【対象経費】

令和3年10月1日から12月31日までの衛生用品(マスク、手袋、消毒液等)及び感染防止対策に要する備品(パーテーション及びパルスオキシメーターに限る)の購入費用

※補助金申請は、令和4年1月中旬以降を予定していますので、領収書等の証拠書類を保存しておいてください。

【添付資料】

- 1 介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業基準単価(案)
- 2 【Q&A】介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業

担当 介護保険事業者指導グループ  
電話 082-513-3208 (ダイヤル)  
Mail fuchiiki@pref.hiroshima.lg.jp  
(担当者 金丸、杉原)